

平成 20 年度税制改正案のポイント～その 2

Q：中小企業経営者にとって重要となる平成 20 年度オ - ナ - 関係税制改正案の内容を教えてください。

A：事業承継税制・証券税制に着目

1．自社株に係る相続税 80% 納税猶予制度の創設

1) 改正の概要：平成 21 年度税制改正で創設し、平成 20 年 10 月以降の相続に遡って適用予定です。

	現行制度	改正後
軽減措置	10% 減額	80% 納税猶予
対象会社	発行済株式総額 20 億円未満	中小企業基本法上の中小企業 (株式総額要件は撤廃)
軽減対象 の上限	発行済株式総数の 2 / 3 又は評価額 10 億円までの部分のいずれか低い額	発行済議決権総数の 2 / 3 以下 (株式の限度額は撤廃)

2) 適用要件：「被相続人がかつて代表者で、同族関係者で 50% 超保有、同族内で筆頭株主であったこと、相続人(後継者)が代表者で、同族関係者で 50% 超保有、同族内で筆頭株主となること、相続後 5 年間は事業継続(代表者であり続ける、雇用の 8 割以上維持、相続株式の継続保有)すること」で納税猶予となります。さらに死亡まで継続保有すれば納税免除です。

3) 留意点：5 年経過後に自社株を一部譲渡すると譲渡株数の割合に応じた猶予税額と利子税の納税が必要です。適用要件が厳しいので事前検討を十分に。

2．証券優遇税制の見直し

1) 改正の概要：上場株等の譲渡・配当所得につき軽減税率 10% を平成 20 年末で廃止し、以降 2 年間は特例として一定所得に軽減税率 10% を適用します。

上場株式等の譲渡益

	20 年	21 年	22 年	23 年
譲渡益 500 万円以下部分の源泉徴収税率	10%	10%		20%
譲渡益 500 万円超部分の源泉徴収税率		20%		

上場株等の配当所得(5% 超大口株主以外)

	20 年	21 年	22 年	23 年
配当 100 万円以下部分の源泉徴収税率	10%	10%		20%
配当 100 万円超部分の源泉徴収税率		20%		

平成 21 年以降、譲渡益合計 500 万円超、配当合計 100 万円超」の方は確定申告が必要です。

2) 上場株等の譲渡損失と配当所得の損益通算特例

平成 21 年以後、上場株等の譲渡損(当該年又は前年以前 3 年内発生分)は申告分離課税の配当所得と損益通算可能。(現在国会審議未了につき後日ご確認下さい。)

平成 20 年 5 月
税理士法人石井会計
代表社員 石井栄一
(公認会計士・税理士)